

# パブリックコメント案件概要

**案件名:** (仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)の策定について

## 1. 施策の概要

現行の尼崎市パートナーシップ宣誓制度の対象に宣誓者の子や親等の近親者、または様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルについても含める制度内容に拡充します。

## 2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

制度導入以後、宣誓者から、例えば、パートナーの子どもの保育所等の送り迎え、行事への参加の際や、パートナーの親等の病院や介護施設等での面会や付き添いの際に、その関係性について理解を得られにくいといった困りごとや不安の声が寄せられています。また、性的マイノリティだけでなく、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルについても、同様の日常生活の困りごとや不安を抱えており、制度の拡充を希望する声があります。

## 3. 目指す姿・対応策など

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに多様性を認め合い、誰もが暮らしやすいと実感することができるまちの更なる実現を目指します。

## 4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民等

期間: 令和7年6月から

## 5. 市民意向調査の概要

令和6年9月13日から10月4日までの間、市ホームページにおいて意見募集(寄せられた意見:0件)を行うとともに、尼崎市男女共同参画審議会において意見聴取を行いました。

## 6. 施策の検討経過

### (1) 素案検討過程での主な論点

尼崎市男女共同参画審議会において、制度拡充素案(主に3つの論点)について検討を行いました。

- ・制度名称: 制度対象者を子や親等に拡充することから、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とする。
- ・対象者: 子や親のみとするだけでなく、障がい等で看護や介護の必要のあるきょうだい等がいる場合、病院への付き添いなどが発生するケースも想定されることから、子や親等の近親者を対象とすることとする。
- ・性的マイノリティだけでなく、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルについて(事実婚)も対象とする。

### (2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

制度対象として、子や親のみとするのか、親等の近親者とするのか、また、性的マイノリティだけでなく、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルについて(事実婚)を対象とするかについて意見聴取を行いました。

## 7. 今後のスケジュール

令和6年12月17日から1月7日 市民意見公募手続の実施

令和7年2～3月 尼崎市男女共同参画審議会意見聴取及びパブリックコメントの結果公表

令和7年4～5月 庁内関係局との調整

令和7年6月 制度開始

## 8. 添付資料

(仮称) 尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(素案)及び素案に対する市民意見公募手続の実施について

## 9. お問い合わせ先

総合政策局文化・人権担当ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F

電話番号(TEL)06-6489-6658 、ファクス(FAX) 06-6489-6661

メールアドレス(Eメール) ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp